

暮らしの安心を支える地域福祉

第3期地域福祉実践計画

平成 27 年度～31 年度（2015～2019）

支え愛・助け愛のまち えべつ III



社会福祉法人 江別市社会福祉協議会

はじめに

～支え愛・助け愛のまち えべつ～ を目指して



江別市社会福祉協議会は、平成17年3月に第1期（平成17～21年度）、引き続き第2期（平成22～26年度）地域福祉実践計画を策定し、「暮らしの安心を支える地域福祉」を基本目標として、市民のニーズに対応した福祉サービスや活動に着実に取り組んでまいりました。

しかし、少子高齢化の進行や経済不況の長期化、更に、平成23年3月に発生した東日本大震災などにより、地域社会では、市民同士のつながりや絆の希薄化による社会的孤立や生活上の不安が表面化するなど、生活と福祉を巡る環境は、一層深刻化してきています。

このようなことから、社会福祉協議会は、これまで2期10年間にわたって地域福祉実践計画を推進することを通して市民の皆様や関係機関・団体、市との協働で培われてきた成果を大切にしながら、江別市が策定した「第3期江別市地域福祉計画」と整合を図る中で、新たな課題にも対応し、引き続き地域福祉の充実を図るため「第3期地域福祉実践計画」（支え愛・助け愛のまち えべつ III）を策定しました。

市民の皆様一人ひとりが、これまで以上に「暮らしの安心」を実感できるように、計画の内容を実践していくことに全力をあげて取り組んでまいりますので、より一層のご支援とご協力を賜りますよう心からお願い申しあげます。

結びに、この計画の策定にあたり、多大なご尽力を賜りました地域福祉実践計画策定部会委員の皆様はじめ、アンケート調査にご協力いただきました関係団体の皆様に心から厚くお礼申しあげます。

平成27年3月

社会福祉法人 江別市社会福祉協議会

会長 陽城國晴

社会福祉法人江別市社会福祉協議会第3期地域福祉実践計画

目 次

I 計画策定に当たって

1. 地域福祉実践計画とは	1
2. 計画策定の背景	1
3. 計画期間	2
4. 計画の策定体制	2
5. 計画の進行管理	2

II 計画の内容

1. 計画の名称	3
2. 基本目標	3
3. 基本計画	3
4. 計画の体系	4
5. 第3期地域福祉実践計画と第3期江別市地域福祉計画の関連図	5

III 基本計画及び実践事業

基本計画1 地域福祉に関する課題把握、情報提供や相談支援体制の整備	6
基本計画2 ボランティア活動で進める福祉の環境づくり	11
基本計画3 市民参加で進める地域での生活支援や交流活動の促進	15
基本計画4 体験学習、研修による福祉意識の醸成	18
基本計画5 自立した生活を支援する福祉サービスの提供	20
基本計画6 地域に信頼される社協運営のための組織づくり	23

IV 資料編

1. 江別市社会福祉協議会の組織体制	27
2. 合同（総務・地域福祉）部会・地域福祉実践計画策定部会の開催	28
3. 地域福祉実践計画策定部会委員名簿	28
4. 地域福祉実践計画策定部会設置要綱	29
5. 第3期地域福祉実践計画策定に係るアンケート調査	30

I 計画の策定に当たって

1. 地域福祉実践計画とは

社会福祉協議会(以下、「社協」という。)が、様々な福祉課題に対応するため、地域福祉を担う市民・ボランティア・福祉団体・関係機関などと協働して具体的に実践していくための運営・事業方針を定めるのが地域福祉実践計画です。

第3期地域福祉実践計画(以下、「第3期計画」という。)は、地域福祉を更に推進するため、第1期地域福祉実践計画、第2期地域福祉実践計画(以下、「第2期計画」という。)に引き続き策定しました。

2. 計画策定の背景

(1) 第2期計画の継承・発展

第2期計画では、6基本計画・47実践事業について、様々な課題や要望に応えるための具体的な改善や見直しを図りながら進めてまいりました。

しかし、少子高齢化や人口減少、核家族化の進行、地域のつながりの希薄化なども指摘されています。更に、厳しい経済や雇用環境の長期化も相まって、社会的孤立や生活困窮など既存の制度の枠組みだけでは十分に対応できない課題が表面化し、生活と福祉を巡る環境は一層深刻化してきています。

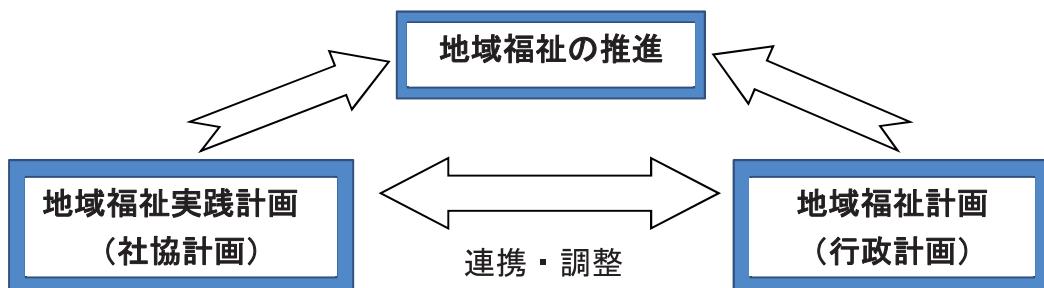
このような状況を踏まえ、第2期計画の推進状況や成果・課題を検証し、培ってきた地域福祉の基盤を継承・発展させ、「支え愛・助け愛のまち えべつ」を目指すのが第3期計画です。

(2) 第3期江別市地域福祉計画との連携

地域福祉計画は、地域の様々な生活課題について解決する「地域ぐるみの福祉」を推進するため行政が策定します。江別市(以下、「市」という。)においては、第2期江別市地域福祉計画(平成22~26年度)を見直し、平成27年度から始まる「第3期江別市地域福祉計画」(以下、「第3期市計画」という。)を策定しました。

第3期市計画と社協の第3期計画が、課題に対する認識を共有し、目指す内容の整合を図り、市と社協が相互に連携・調整を図りながら効果的に地域福祉を推進します。

【地域福祉実践計画と地域福祉計画の関係図】



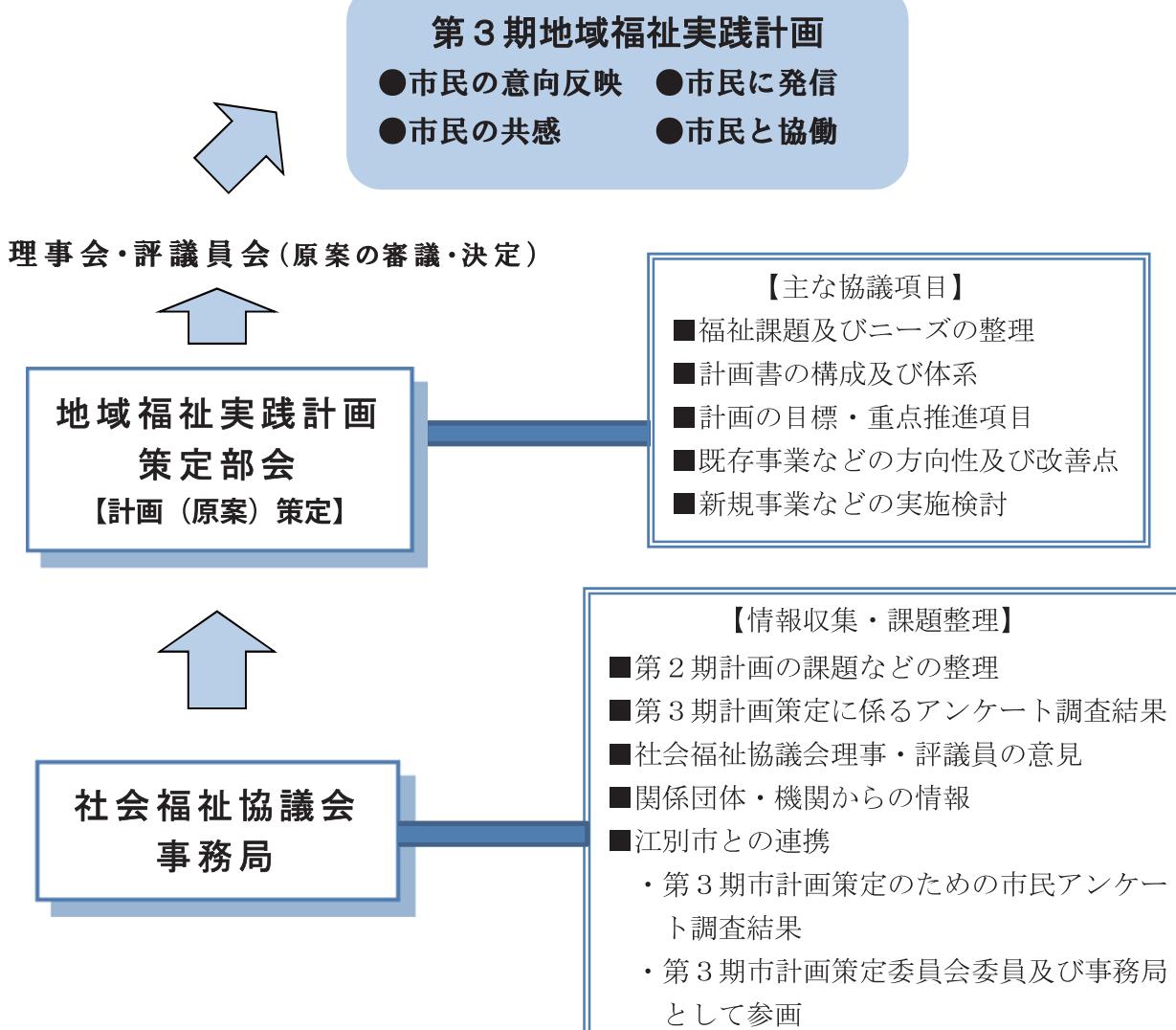
3. 計画期間

第3期市計画と整合を図り、平成27年度から31年度までの5ヵ年を計画期間とします。

4. 計画の策定体制

自治会、民生委員・児童委員、福祉団体・施設、ボランティア関係者、学識経験者で構成する「地域福祉実践計画策定部会」において、第2期計画の課題を整理し、アンケート調査結果などを踏まえて策定に取り組みました。

【計画の策定の流れ】



5. 計画の進行管理

第3期計画を実効性のあるものとしていくため、社協の部会組織が、毎年度、事業の実施状況を点検・評価（進行管理）し、適宜修正、見直しを行います。

II 計画の内容

1. 計画の名称

社会福祉法人 江別市社会福祉協議会

第3期地域福祉実践計画（支え愛・助け愛のまち えべつ III）

2. 基本目標

暮らしの安心を支える地域福祉

市民一人ひとりが安心して生活できる地域づくりを目指すため、第2期計画の基本目標を継承します。

3. 基本計画

第3期計画全体を効率的・効果的に推進し基本目標を実現するため、6つの基本計画を設定します。

基本計画1 地域福祉に関する課題把握、情報提供や相談支援体制の整備

基本計画2 ボランティア活動で進める福祉の環境づくり

基本計画3 市民参加で進める地域での生活支援や交流活動の促進

基本計画4 体験学習、研修による福祉意識の醸成

基本計画5 自立した生活を支援する福祉サービスの提供

基本計画6 地域に信頼される社協運営のための組織づくり

4. 計画の体系

【基本目標】

【基本計画】

【実践事業】

暮らしの安心を支える地域福祉

1. 地域福祉に関する課題把握、情報提供や相談支援体制の整備

- 1 地域の福祉課題の把握
- 2 広報活動による福祉情報の提供
- 3 福祉サービスの適正化、苦情対応
- 4 生活課題に対応した総合的な相談支援

2. ボランティア活動で進める福祉の環境づくり

- 1 ボランティアセンターの運営
- 2 ボランティアの育成・確保

3. 市民参加で進める地域での生活支援や交流活動の促進

- 1 愛のふれあい交流事業の実施
- 2 江別市共同募金委員会との協働
- 3 江別ふれあい福祉の広場の開催
- 4 企業・団体の地域貢献活動への支援

4. 体験学習、研修による福祉意識の醸成

- 1 地域福祉活動者研修会の開催
- 2 福祉施設での体験学習
- 3 総合的な学習の時間や学校・大学の福祉活動への協力
- 4 いきいきシニアスクールの開催

5. 自立した生活を支援する福祉サービスの提供

- 1 雪処理への支援
- 2 高齢者・障がい者給食サービスの実施
- 3 障がい児者移動支援事業の実施
- 4 福祉機器の貸与
- 5 北光保育園・野幌季節保育所の運営

6. 地域に信頼される社協運営のための組織づくり

- 1 組織体制の整備
- 2 財源基盤の整備
- 3 事務事業の改善
- 4 総合社会福祉センターの管理運営
- 5 防災・災害対策の推進
- 6 地域福祉実践計画の進行管理

5. 第3期地域福祉実践計画と第3期江別市地域福祉計画の関連図

第3期地域福祉実践計画の体系（抜粋）

【基本目標】

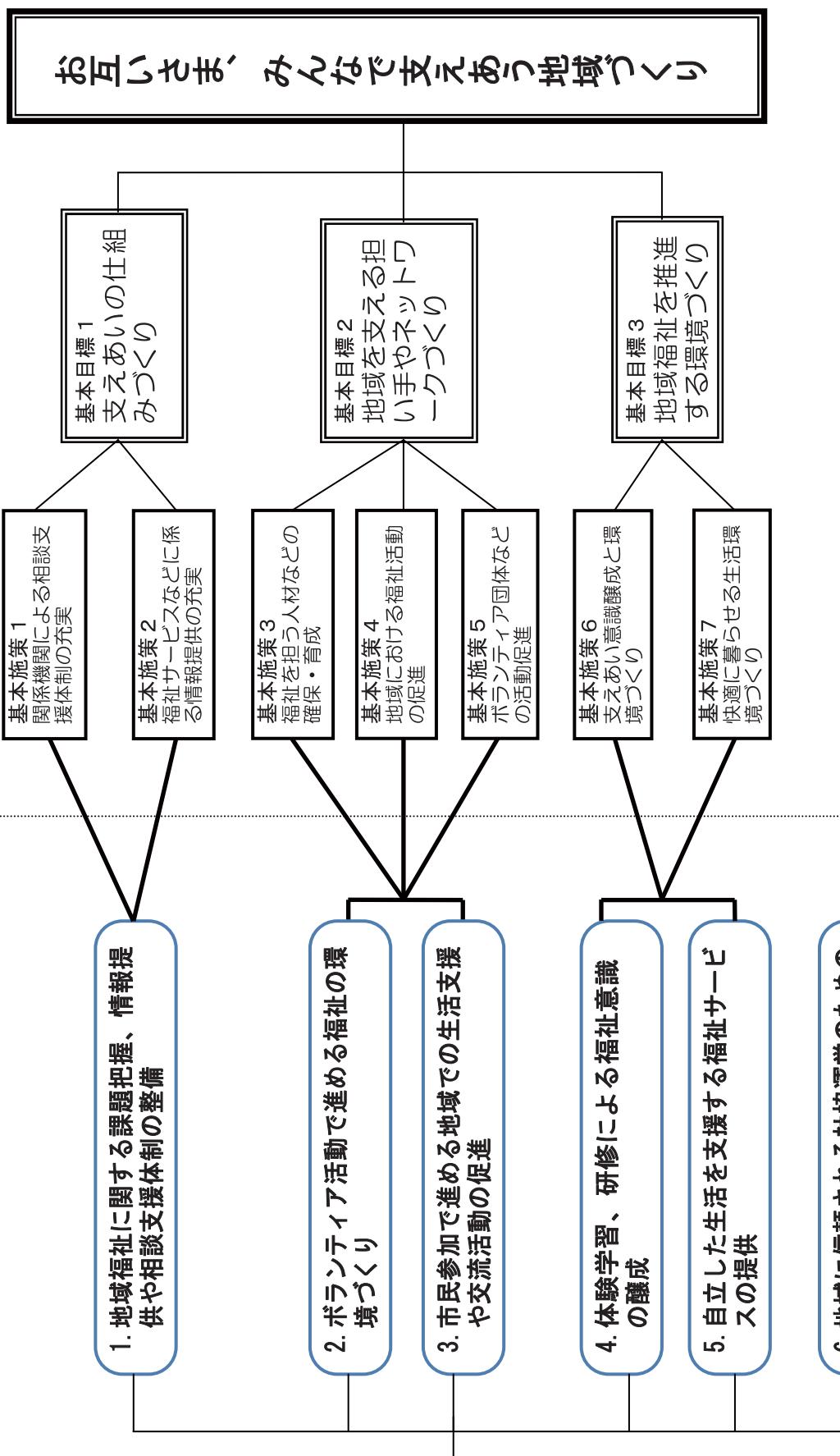
【基本計画】

第3期江別市地域福祉計画の体系（抜粋）

【基本理念】

暮らしの安心を支える地域福祉

お互いさま、みんなで支えあう地域づくり



III 基本計画及び実践事業

基本計画1 地域福祉に関する課題把握、情報提供や相談支援体制の整備

地域の福祉課題を把握するとともに、様々な広報媒体を活用し、市民が福祉サービスを利用しやすくするためのわかりやすい情報提供と生活全般にわたる困りごとや悩みごとに対応できる総合的な相談支援体制の整備に努めます。

【第2期計画の現状と課題】

- ・地域課題に関するアンケート調査を実施し、回答結果に基づき、事業内容の改善を図りました。今後も、地域課題の把握を継続的に行い、具体的な対応を事業へ反映させていくことが必要です。
- ・社協への理解を深めるため、社協紹介パンフレットを作成し、自治会や民生委員・児童委員などの会議で活用し説明に努めましたが、より一層の理解を深めるためには、今後も積極的に関係団体会議などで説明することが必要です。
- ・「ボランティアによる相談」や日常生活自立支援事業などの相談事業や新しい分野の事業については、市民に浸透させ利用しやすくするため、これまで以上に力を入れて広報していくことが必要です。
- ・生活困窮者が抱える不安定な雇用や失業、家族やコミュニティ機能の低下による社会的な孤立などの多様な課題に対応するために、これまでの経済的な支援も含めてより総合的な相談支援をしていくことが必要です。

【これからの社協に望むこと】

- ・第2期計画策定に係るアンケート調査（以下、「社協アンケート調査」という。）の結果では、「団体との相互理解と連携」「地域組織づくりの情報収集等」（P34 参照）「社協広報誌の発行」（P35 参照）「生活困窮者に対するセーフティネットの確保」（P36 参照）への回答が多くなっています。

社協アンケート調査の結果などを踏まえ、以下の実践事業を展開します。

◆実 践 事 業

1 地域の福祉課題の把握

重点

社協の運営、事業上の課題及び地域の福祉課題を把握するため社協アンケート調査を隔年で実施し、内容を分析し対応に向けた取り組みに努めます。

2 広報活動による福祉情報の提供 重点

多様な福祉制度やサービスの内容、社協事業及び身近な地域の福祉活動などをわかりやすく発信し、市民の福祉情報の入手を容易にし、福祉への理解を深めるために実施します。

(1) 社協だより「幸せな社会」の発行

社協だより「幸せな社会」を年4回（4月、7月、10月、1月）発行し、自治会の協力のもと配布するとともに公共施設に配置します。

(2) ホームページの運営

ホームページの内容を適宜更新し、リアルタイムな福祉情報を提供します。

(3) 社協事業活動の説明 ★新規

年度毎に計画的に、自治会、ボランティア団体、民生委員・児童委員の会議などで、社協が実施する各種の事業について掲載したパンフレットなどを活用し周知に努めます。

3 福祉サービスの適正化、苦情対応

社協の福祉サービスへの利用者からの苦情・意見について、第三者委員に諮るなど適切に対応し、利用者との信頼関係を深め、円滑なサービス実施に努めます。

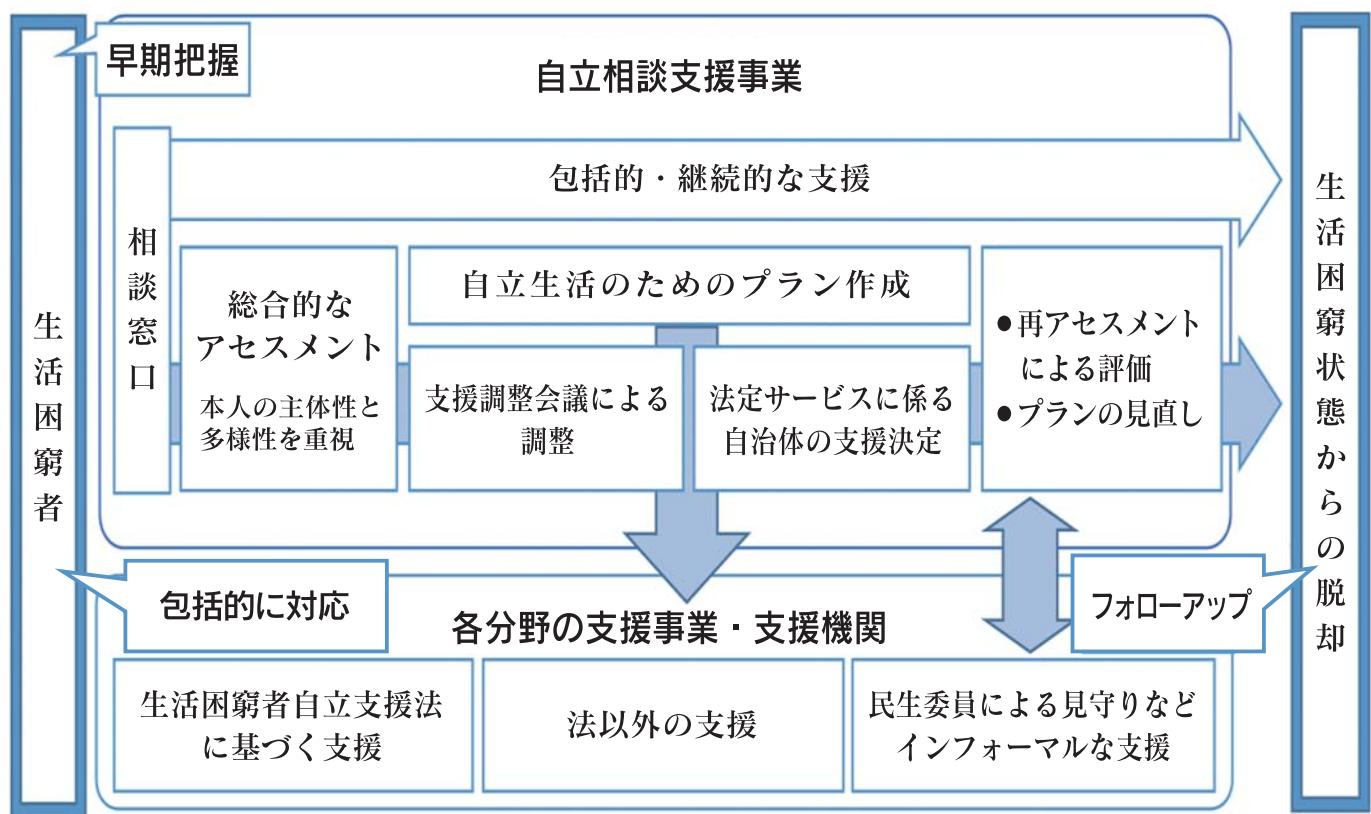
4 生活課題に対応した総合的な相談支援 重点

支援が必要な方が地域において安心した生活を送れるように、生活全般にわたる困りごとや悩みごとへの相談支援に努めます。

(1) 生活困窮者自立支援事業の実施（市受託事業） ★新規

生活保護は受けていないものの、現に生活に困り支援が必要な方の現状を分析し、把握された課題解決に向けて、関係機関との協働により自立した生活を送れるように包括的・総合的に相談支援を行います。

【生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業）の概要】



(2) 権利擁護の体制整備と相談支援

高齢者、障がいのある方などが不利益を被ることなく日常生活を送れるように、権利を擁護するための事業推進や体制整備に努めます。

ア. 日常生活自立支援事業の実施

北海道社会福祉協議会（以下、「道社協」という。）から受託し、事業を円滑に実施するための人員体制として指揮監督者、自立生活支援専門員（いずれも職員兼務）及び生活支援員を配置し、福祉サービスの利用や生活費管理などに不安を抱えている方々を対象に、その支援や重要な書類の預かりなどを行い、地域で安心して生活できるようにサポートします。

イ. 成年後見制度^{*1}の利用促進への協力 ☆新規

権利擁護の体制を整備していくうえで、日常生活自立支援事業と関連が深い成年後見制度（老人福祉法の規定により市町村の責務）の利用促進（市民後見人の育成・確保・活用など）について、協力します。

(3) 生活安定のための貸付金を活用した相談支援

低所得世帯などの生活安定や立て直しを図ることを目的に、資金の貸付や必要な相談支援を行います。

ア. 生活福祉資金の貸付

道社協が実施している生活福祉資金の貸付事業を受託し、民生委員・児童委員の協力を得て、使用目的に応じた4種類の資金（総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金）を貸付ます。

イ. 特別生活資金の貸付

道社協が実施している特別生活資金の貸付事業を受託し、5万円を限度として冬期間の生活資金を貸付ます。

ウ. 福祉金庫の貸付

4万円を限度として社協独自に一時的な生活資金を貸付ます。

(4) ボランティアによる日常生活上の悩みごとに関する相談支援

ボランティア登録している団体の協力を得て、様々な心配ごと・不安への対応や制度への橋渡しなど、相談活動を総合社会福祉センターで行います。



用解 語説	* 1 成年後見制度：知的障がい、精神障がい、認知症などによって判断能力が十分でない方について、家庭裁判所に申立てを行い、本人を援助する者(成年後見人など)を選任して、法的な権限を与えて、本人の代わりに法律行為を行うことができるようとする制度。
----------	--

【年次計画】

実践事業名	区分	方向性	年次計画(: 年度)				
			27	28	29	30	31
1 地域の福祉課題の把握	自主事業	重点	検討 →	実施・対応 →	検討 →	実施・対応 →	
2 広報活動による 福祉情報の提供		重点					
(1)社協だより「幸せ な社会」の発行	自主事業	継続	実施 →				
(2)ホームページの運 営	自主事業	継続	実施 →				
(3)社協事業活動の説 明	自主事業	☆新規	実施 →				
3 福祉サービスの 適正化、苦情対応	自主事業	継続	実施 →				
4 生活課題に対応し た総合的な相談支援		重点					
(1)生活困窮者自立 支援事業の実施	市受託事業	☆新規	実施 →				
(2)権利擁護の体制整 備と相談支援							
ア.日常生活自立支 援事業の実施	道社協受 託事業	継続	実施 →				
イ.成年後見制度の 利用促進への協 力	協力事業	☆新規	検討 →	協力 →			
(3)生活安定のため の貸付金を活用し た相談支援							
ア.生活福祉資金の 貸付	道社協受 託事業	継続	実施 →				
イ.特別生活資金の 貸付	道社協受 託事業	継続	実施 →				
ウ.福祉金庫の貸付	自主事業	継続	実施 →				
(4)ボランティアに よる日常生活上 の悩みごとに関する 相談支援	自主事業	継続	実施 →				

基本計画2 ボランティア活動で進める福祉の環境づくり

市民が個人で、また団体でボランティア活動に積極的に取り組めるように支援し、地域福祉の担い手として活動しやすい環境づくりを推進します。

【第2期計画の現状と課題】

- ・平成19年度から開始した傾聴ボランティアや社交ダンスボランティア（フレンティア^{*2}）派遣も軌道に乗せ、ニーズに応じた活動の需給調整を円滑に行い、ボランティアセンター機能を着実に推進しました。
今後も、若い世代のボランティア活動への参加を促進し、ボランティア活動の場や内容についての情報提供の充実が必要です。
- ・ボランティア団体連絡会は、災害ボランティアセンター運営マニュアルの策定など社協事業に協力し、円滑に運営されました。

【これからの社協に望むこと】

- ・社協アンケート調査の結果では、「ボランティア活動に関する相談など」（P35）「活動拠点の確保」「ボランティア団体相互の情報交換の場づくり」（P36）への回答が多くなっています。

社協アンケート調査の結果などを踏まえ、以下の実践事業を展開します。

◆実 践 事 業

1 ボランティアセンター^{*3}の運営

重点

ボランティア活動の拠点として市民に理解され、活動に参加しやすい環境づくりに努めるとともに、ボランティア団体などの活動を支援します。

(1) ボランティア活動の相談・登録・活動先紹介

市民に広く活動の相談・登録窓口であることを周知し、幅広い人材を募り、活動先の紹介に努めます。

(2) ボランティア活動の基盤整備

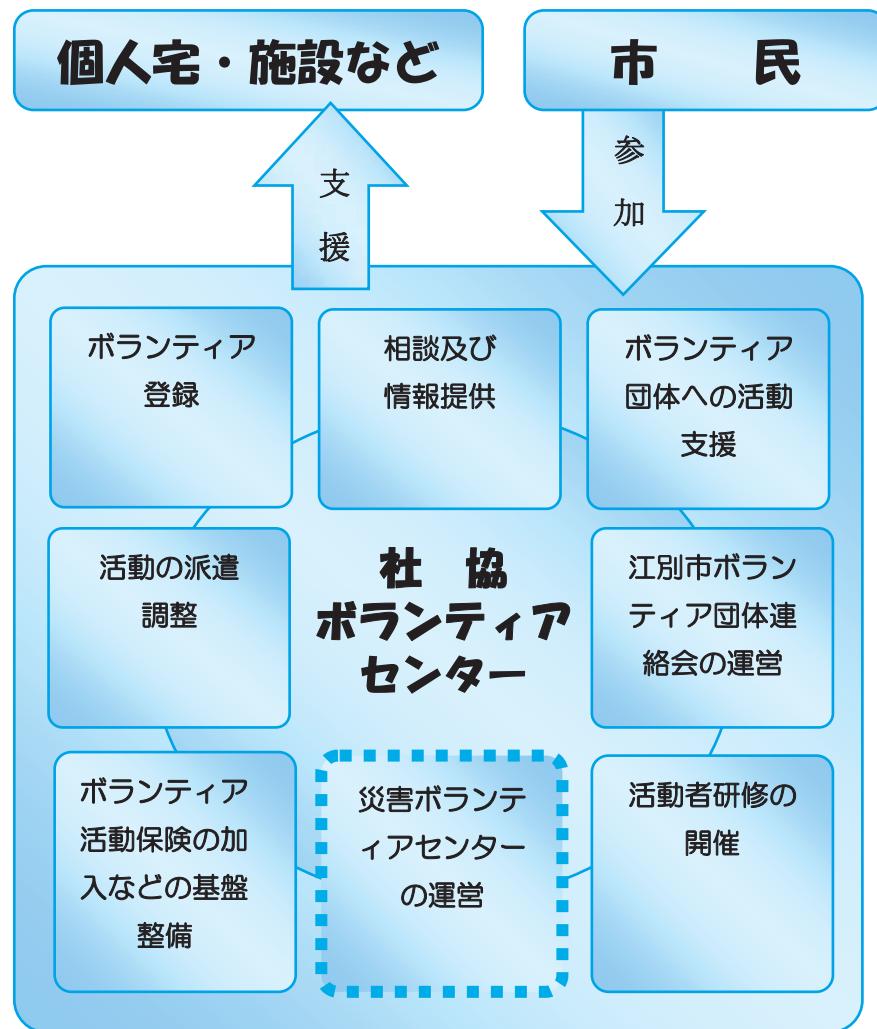
安心して積極的に活動に取り組める基盤を整備します。

- ボランティア活動保険の加入促進 ■活動情報の提供
- 登録ボランティア団体への活動費の助成
- 各種民間助成金の申請手続への協力
- 活動内容の広報 ■活動に対する交通費の助成
- 活動備品（プロジェクター、スクリーン、パネルなど）の貸出

(3) 江別市ボランティア団体連絡会の運営

登録ボランティア団体で構成される江別市ボランティア団体連絡会（以下、「ボラ連」という。）を円滑に運営し、団体間の情報交換・交流を促進するとともに、社会福祉施設などとの連携により下記の2(1)(2)に記載の事業に取り組みます。また、ホームページなどで団体の活動内容を掲載し市民にPRします。

【ボランティアセンターの概要】



2 ボランティアの育成・確保

研修事業などを通して、ボランティア活動を担う市民の育成・確保を図ります。

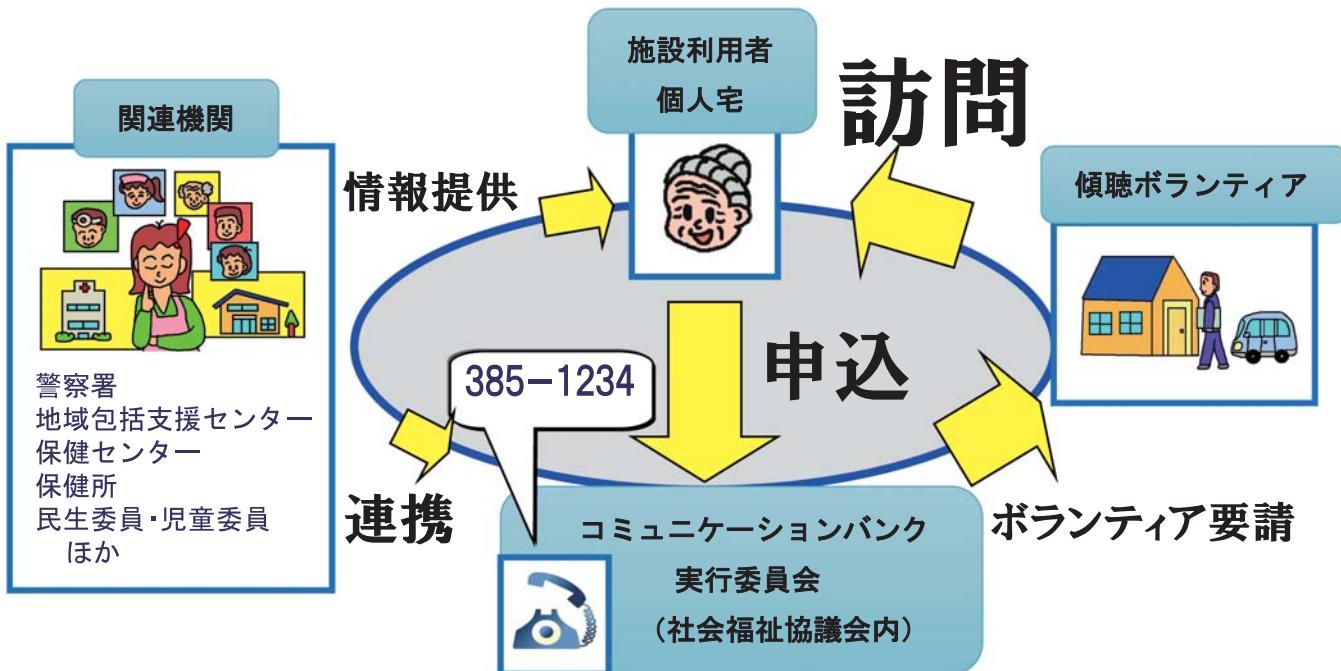
(1) ボランティア活動者研修の開催

ボランティア実践者や市民を対象に、活動に取り組む契機とし、知識・技術の向上を図る機会として開催します。

(2) 傾聴ボランティアの育成

社協とボラ連が協働で設置した傾聴ボランティア「コミュニケーションバンク」^{*4}が実施主体となり養成研修を開催します。

研修修了者は、悩みや寂しさを抱える高齢者、障がいのある方の話し相手となり、「聞くことにより心の不安を軽減する傾聴ボランティアとして活動します。



用語解説

- * 2 フレンティア：高齢者や障がいのある方と社交ダンスと一緒に踊るボランティア。社協で養成研修を実施して認定する有資格ボランティア。フレンドリーとボランティアを合わせた造語。
- * 3 ボランティアセンター：社協の中核事業である「ボランティア活動推進」の拠点として様々な活動支援を実施。
- * 4 傾聴ボランティア「コミュニケーションバンク」：社協とボラ連による実行委員会が主体となり実施する傾聴ボランティア事業の名称をいう。

【年次計画】

実践事業名	区分	方向性	年次計画(：年度)				
			27	28	29	30	31
1 ボランティアセンターの運営		重点					
(1)ボランティア活動の相談・登録・活動先紹介	自主事業	継続	実施				
(2)ボランティア活動の基盤整備	自主事業 市補助事業	継続	実施				
(3)江別市ボランティア団体連絡会の運営	自主事業 (協働事業)	継続	実施				
2 ボランティアの育成・確保							
(1)ボランティア活動者研修の開催	自主事業 (協働事業)	継続	実施				
(2)傾聴ボランティアの育成	自主事業 (協働事業)	継続	実施				

基本計画3 市民参加で進める地域での生活支援や交流活動の促進

身近な地域でのつながりや絆を深め、安心して暮らせる地域づくりの活動を支援するとともに、より多くの市民が福祉活動に参加できる機会を提供します。

【第2期計画の現状と課題】

- ・愛のふれあい交流事業は、「活動事例集」の活用による事業内容PRや助成金の使用方法の柔軟化など利用しやすい制度に改善したことにより、実施する自治会が増加しました。
しかし、未実施の自治会が多数あり、直接PRする機会の確保や取り組みやすい方法を更に検討していくことが必要です。
- ・江別ふれあい福祉の広場は、市民が様々な福祉団体・施設の活動に直接ふれることができることとして定着しており、毎年度継続開催しました。

【これからの社協に望むこと】

- ・社協アンケート調査の結果では、「声かけ・話し相手活動への支援」「引きこもり等の予防活動支援」(P34)「地域で交流できる場づくり」(P36)また、「市民・団体との交流イベント開催」(P35)への回答が多くなっています。

社協アンケート調査の結果などを踏まえ、以下の実践事業を展開します。

◆実践事業

1 愛のふれあい交流事業の実施

重点

高齢者や障がいのある方々が住み慣れた地域で、健康で安心して暮らすことを目的とした助けあい活動を支援します。

(1) 愛のふれあい活動の実施

ボランティアグループを編成して、ひとり暮らし高齢者などへの安否確認、声かけや必要に応じた助けあい活動を行う自治会を支援します。特に、未実施の自治会へ実施に向けて働きかけます。

◆対象世帯

- ◎満65歳以上のひとり暮らし世帯
- ◎江別市緊急通報システム^{*5}及び社協福祉ベル設置世帯
- ◎障がいのある方・傷病者・高齢者(65歳以上)のみで構成されている世帯
- ◎単位自治会長が、愛のふれあい活動が必要と認めた世帯



◆具体的な活動

- ◎対象1世帯につき1～3名程度の活動グループを編成します。
- ◎対象世帯を定期的に訪問し、安否確認や声かけ、必要に応じて生活支援活動を行います。

◆活動助成金など

これらの活動を実施する自治会に対し、年額1万円の助成とボランティア活動保険の加入を希望する場合は、手続きを行い、掛金を負担します。

(2) 地域交流の集い活動の実施

愛のふれあい活動対象世帯や地域の高齢者・障がいのある方などを対象に助けあい活動の一環として、引きこもりを予防し、心身のリフレッシュを目的に交流活動を行う自治会を支援します。

◆対象事業

対象者が5名以上で開催される昼食交流会・福祉学習会・ボランティアとの交歓会・日帰り温泉旅行など。

但し、対象世帯を中心とした行事や自治会主催以外の行事は対象とはなりません。

◆活動助成金など

○活動を実施する自治会に対し、**1事業につき1万5千円以内**

で年間5事業までの助成（1事業終了後余剰金が生じた場合、年度内に行う次の事業に繰越し可能。）と希望する場合は、ボランティア行事用保険の加入手続を行い、基本掛金を負担します。

○その他に、民間バスなどを借りて事業を実施した場合は、年間3万円以内を助成します。



2 江別市共同募金委員会との協働

共同募金運動（赤い羽根募金・歳末たすけあい募金）は、「寄付」を通して市民一人ひとりが福祉を考える機会として展開されます。江別市共同募金委員会事務局として年間を通して広報及び募金活動を担い、福祉意識の醸成や募金を通じた地域の福祉活動支援に努めます。

また、歳末たすけあい運動に寄せられる募金を活用し、民生委員・児童委員の調査により対象となった生活困窮世帯に対して、年末に「見舞金」を贈呈します。

3 江別ふれあい福祉の広場の開催

実行委員会が中心となり、総合社会福祉センターなどを会場に、市民と福祉団体が交流するとともに、ノーマライゼーション^{*6}の考え方を普及することを目的に開催します。

- ・社会福祉功労者の顕彰
- ・共同募金助成金の交付式
- ・屋外セレモニー
- ・福祉・ボランティア団体写真展
- ・ふれあいバザー
- など

屋外
セレモニー



ふれあい
バザー



4 企業・団体の地域貢献活動への支援

企業・団体が行う社会貢献活動や地域行事などへの協力要請があった場合、活動先の紹介や連絡調整、活動備品（テント、パネル、イベント用机・椅子など）の貸出などにより、支援します。

用語解説	<p>* 5 江別市緊急通報システム（市実施）：対象 概ね75歳以上の独居高齢者等で病弱のため緊急時に機敏に行動することが困難な方。</p> <p>内容 消防本部の迅速な救急出動や相談センターの福祉相談（24時間）が受けられるよう、緊急用と相談用ボタンのついた端末機を貸与。（江別市健康福祉部「平成26年度保健・医療・福祉事業の概要」より抜粋）</p> <p>* 6 ノーマライゼーション：高齢者や障がいのある方など全ての人々が、地域で安心して生活をし、活動できる社会づくりの考え方。</p>
------	---

【年次計画】

実践事業名	区分	方向性	年次計画（：年度）				
			27	28	29	30	31
1 愛のふれあい交流事業の実施		重点					
(1) 愛のふれあい活動の実施	市補助事業 (協働事業)	継続	実施				
(2) 地域交流の集い活動の実施	市補助事業 (協働事業)	継続	実施				
2 江別市共同募金委員会との協働	自主事業 (協働事業)	継続	実施				
3 江別ふれあい福祉の広場の開催	自主事業 (協働事業)	継続	実施				
4 企業・団体の地域貢献活動への支援	自主事業 (協力事業)	継続	実施				

基本計画4 体験学習、研修による福祉意識の醸成

多くの市民が、福祉のことに関心と理解を深めることができ、地域福祉を継続的に推進する基盤となることから、体験学習・研修を通して福祉意識の醸成に努めます。

【第2期計画の現状と課題】

- ・地域福祉活動者研修会及び福祉施設での体験学習も参加者数が伸び悩んだことから、参加しやすい内容について検討していくことが必要です。

【これからの方協に望むこと】

- ・方協アンケート調査の結果では、「福祉施設協力による体験学習機会づくり」「学校・地域協働の世代間交流への支援」「総合的な学習への協力」(P37)への回答が多くなっています。

方協アンケート調査の結果などを踏まえ、以下の実践事業を展開します。

◆実践事業

1 地域福祉活動者研修会の開催

自治会関係者や市民を対象に、高齢者や障がいのある方などへの支援事業・制度についての講演や情報提供及び身近な地域での福祉活動を行っている方々の意見交換を通して、支えあい・助けあいの大切さを考え、支援の輪を広げていくことを目的に開催します。

2 福祉施設での体験学習

福祉施設・学校の協力を得て、青少年に高齢者や障がいのある方と交流できる機会や活動体験の場を提供します。

また、学生が参加しやすい日程や体験メニューなどを計画します。

(1) ワークキャンプ（福祉施設宿泊体験学習）の開催

老人福祉・保健施設などの協力を得て、高校生を対象に、施設入居者とふれあうことで、日頃できない体験を通して、生きる尊さや支えあう心の大切さを学び、地域社会への関心を高める機会として開催します。

(2) ハーフデイボランティアスクールの開催

知的障がい者施設などの協力を得て、市内小中高生を対象に、半日（ハーフデイ）程度の活動体験を通して、地域の福祉に関心を持ち、ボランティア活動に取り組むきっかけの場となることを目的に開催します。

3 総合的な学習の時間や学校・大学の福祉活動への協力

学校から総合的な学習の時間^{*7}への協力要請に基づき、体験用具（高齢者疑似体験セット、アイマスク、車椅子など）の貸出しや協力先の紹介及び職員派遣などを行います。

また、学校や大学が、自主的な福祉活動や地域との協働事業の実施に当たり協力要請に基づき、協力・支援を行います。

4 いきいきシニアスクールの開催

江別市シルバーウィークの期間中に、高齢者の方々を対象に身近な生活・健康上の話題を提供し、地域との関わりや生きがいづくりについて考える機会として開催します。

【年次計画】

実践事業名	区分	方向性	年次計画（：年度）				
			27	28	29	30	31
1 地域福祉活動者研修会の開催	自主事業	継続	実施				
2 福祉施設での体験学習							
(1)ワークキャンプの開催	自主事業	継続	実施				
(2)ハーフデイボランティアスクールの開催	自主事業	継続	実施				
3 総合的な学習の時間や学校・大学の福祉活動への協力	自主事業（協力事業）	継続	実施				
4 いきいきシニアスクールの開催	自主事業	継続	実施				

用語解説

* 7 総合的な学習の時間：横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようとする。

基本計画5 自立した生活を支援する福祉サービスの提供

地域において支援を必要とする高齢者や障がいのある方が自立した生活を送れるように、各種の福祉サービスを提供します。

【第2期計画の現状と課題】

- 各種福祉サービスについて利用しやすくするための制度改善を行いました。福祉除雪サービスや除雪派遣サービスは利用世帯が年々増加しています。
このうち、除雪派遣サービスの実施にあたっては、作業員の確保が不可欠であり、今後も継続的に協力できる団体・個人の発掘が必要です。

【これからの社協に望むこと】

- 社協アンケート調査の結果では、「雪処理への支援」「日常生活の支援」(P36)への回答が多くなっています。

社協アンケート調査の結果などを踏まえ、以下の実践事業を展開します。

◆実 践 事 業

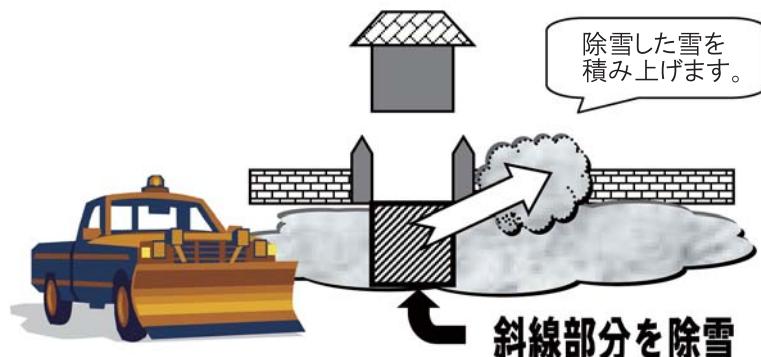
1 雪処理への支援

重点

高齢者や障がいのある方が、冬期間安心して暮らせるように除雪サービスを提供します。

(1) 福祉除雪サービスの実施（市受託事業）

高齢者や障がいのある方の世帯などを対象に、公道除雪後に残された玄関前・車庫前の置き雪を除雪専用車（ロータリー車、ショベルカー）で横に置き換える作業を行います。



(2) 除雪派遣サービスの実施

高齢者や障がいのある方の世帯などを対象に、公道除雪出動日に作業員が玄関から道路までの通路の除雪を行います。

また、自治会、関係機関・団体などを通して、近年の利用者の増加に対応した作業員の確保に努めます。



(3) 「えべつ雪の処理情報誌」の作成

市民の様々な除排雪の要望に対応するため、除排雪や屋根の雪降ろしなどの雪処理を行う事業所の情報を掲載した「えべつ雪の処理情報誌」を作成し、自治会への提供や公共施設へ配置します。

2 高齢者・障がい者給食サービスの実施（市受託事業）

疾病・障がいにより食事の支度が困難なひとり暮らし高齢者・高齢者夫婦世帯などの食生活の安定と健康保持のため夕食を安置確認も兼ねて届けます。



3 障がい児者移動支援事業の実施

重点

障がいにより移動が困難な方の社会生活上必要な外出・余暇活動・社会参加などの介助のためガイドヘルパーを派遣します。

4 福祉機器の貸与

社協が寄贈を受けた後、メンテナンスをした車椅子・介護用ベット・歩行器を疾病、怪我などにより一時的に必要な場合に貸与します。

市民や学校などからの福祉機器寄贈への働きかけを社協だより「幸せな社会」などを通じて行います。



また、地域の方の協力を得て、福祉ベルを江別市緊急通報システム待機者などの健康に不安のある方々へ緊急時の連絡用として貸与します。



5 北光保育園・野幌季節保育所の運営

農村地域などの保育に欠ける児童の子育て支援の一環として、北光保育園（美原）及び野幌季節保育所（西野幌）を運営します。

市が25年度に定めた都市と農村の交流拠点施設基本構想に基づき、設置が計画されている都市と農村交流拠点施設に併設される子育て支援施設（北光保育園）の保育室のスペースや設備などについて、より良い保育が行えるようにするため、市と協議を進めます。

また、入園児童数の推移を見ながら、今後の運営のあり方を検討します。

【年次計画】

実践事業名	区分	方向性	年次計画（：年度）				
			27	28	29	30	31
1 雪処理への支援		重点					
(1)福祉除雪サービスの実施	市受託事業	継続	実施				
(2)除雪派遣サービスの実施	自主事業	継続	実施				
(3)「えべつ雪の処理情報誌」の作成	自主事業	継続	実施				
2 高齢者・障がい者給食サービスの実施	市受託事業	継続	実施				
3 障がい児者移動支援事業の実施	自主事業	重点	実施				
4 福祉機器の貸与	自主事業	継続	実施				
5 北光保育園・野幌季節保育所の運営	市補助事業	継続	実施				

基本計画6 地域に信頼される社協運営のための組織づくり

地域福祉の推進役としての役割を発揮できる組織づくり、市民から信頼される運営体制の確立に努めます。

【第2期計画の現状と課題】

- ・役員・評議員研修は、地域福祉に関するテーマ、課題、事業などについて、共通の認識を持ち、社協運営について考える機会として隔年で開催しましたが、研修への参加者が少ない傾向にあることから、参加しやすい工夫が必要です。
- ・様々な福祉活動を実施していくには、会員会費^{*8}、寄付金、共同募金助成金などの自主財源の確保が不可欠であり、そのためには、積極的な啓発活動による社協活動への理解を求めることが必要です。

【これからの中協に望むこと】

- ・中協アンケート調査の結果では、「行政との連携」「役職員研修」「自主財源確保対策」(P37)への回答が多くなっています。

中協アンケート調査の結果などを踏まえ、以下の実践事業を展開します。

◆実 践 事 業

1 組織体制の整備

運営・事業の効率化と活性化のため、状況に応じた組織体制の整備を推進します。

(1) 行政との連携

重点

第3期市計画との連携、調整により事業を推進するとともに、安定した組織基盤を整備するため、中協の運営・事業推進上の課題などについて、適宜、市と協議します。

(2) 部会・委員会組織の活性化

総務・地域福祉の各部会、または両部会による合同部会を定期的に開催し、専門的な協議を行い、中協運営・事業の質の向上を図るため、その意見を反映させます。

広報編集委員会及び福祉金庫管理委員会を、必要に応じて適宜開催します。

(3) 役職員などの研修・資質向上

ア. 役員・評議員研修の実施

タイムリーな地域福祉の動向や話題などについて理解を深めることを目的に、役員・評議員研修を開催します。また、道社協主催の研修会などへの参加を促進します。

イ. 職員の資質向上

職員研修計画に基づき、職員を先進的な事業・運営を行う社協や関係機関で研修させ、業務の遂行の専門性を高めます。

2 財源基盤の整備

自主財源の確保や経費の効率化などにより、安定した財務運営に努めます。

(1) 会員会費制度の定着・促進

重点

会員会費制度について、自治会、福祉団体・施設、事業所での説明や社協だより「幸せな社会」及びホームページなどへの掲載により、理解と協力を得る中で、加入の促進に努めます。

特に、第1種会員へは、自治会の協力を得て、加入について理解を求める

(2) 社会福祉基金の積立・運用

寄付金を社会福祉基金として積み立て、元金が保証される公共債（国債・政府保証債・地方債）などにより安全・確実に運用し、利息を事業を推進する財源に充当します。

市中金利の動向を見ながら有利な債券への切り替えや元金の運用方法についても検討します。

(3) 共同募金からの助成金の確保

共同募金運動の啓発活動に積極的に取り組み、共同募金からの助成金の確保に努め、事業財源として有効に活用します。

(4) 一般寄付金の活用

寄付金を直接、当該年度の事業に充当できる制度として、引き続き活用を図ります。

(5) 各種事業コストの検討

各種事業のコスト適正化や利用料金のあり方を検討します。

3 事務事業の改善

事務事業の内容を精査し、改善と経費の効率化を図ります。

4 総合社会福祉センターの管理運営

総合社会福祉センターは、ボランティア団体をはじめ様々な市民団体が利用する福祉活動の拠点として、「利用しやすい」「親しまれる」施設運営に努めます。

また、施設の長寿命化を図るため、第2期改修等年次計画に基づく改修内容と利用団体からの要望などについて、適宜、市と協議します。

5 防災・災害対策の推進 ☆新規

社協災害対策計画に基づき、万が一の時に備えた防災・災害対策を推進します。

特に、江別市地域防災計画に基づき、大きな災害時に社協が担う災害ボランティアセンター^{*9}について、平常時から市民の理解を得るために啓発活動を行うとともに、その運営マニュアルを活用した訓練などを行います。

6 地域福祉実践計画の進行管理

部会機能を活用し、第3期計画が適正に推進されているかどうかを毎年度評価します。

評価の結果は、次年度の事業計画に反映させます。

用語解説	* 8 会員会費 ：社協の趣旨に賛同し、参加・協力をいただく会員とその会費額（年額）を会員規程により、次のとおり区分している。 1. 第1種会員・・江別市に居住している世帯 1世帯 300円 2. 第2種会員・・社会福祉事業施設 5,000円以上（定員による） 3. 第3種会員・・社会福祉に関係のある団体 （1）ボランティア登録団体 2,000円以上（登録人数による） （2）（1）以外の団体 3,000円 4. 第4種会員・・社会福祉事業に関心のある個人又は事業所 1,000円以上
	* 9 災害ボランティアセンター ：市内外から訪れるボランティアの活動内容を調整して効率的・効果的に被災者のニーズに結びつける役割を担う災害時のボランティア活動の拠点。全国的に多くの社協がその役割を担っている。

【年次計画】

実践事業名	区分	方向性	年次計画(：年度)				
			27	28	29	30	31
1 組織体制の整備							
(1)行政との連携	自主事業	重点	実施				
(2)部会・委員会組織の活性化	自主事業	継続	実施				
(3)役職員などの研修・資質向上							
ア. 役員・評議員研修の実施	自主事業	継続	実施				
イ. 職員の資質向上	自主事業	継続	実施				
2 財源基盤の整備							
(1)会員会費制度の定着・促進	自主事業	重点	実施				
(2)社会福祉基金の積立・運用	自主事業	継続	実施				
(3)共同募金からの助成金の確保	自主事業	継続	実施				
(4)一般寄付金の活用	自主事業	継続	実施				
(5)各種事業コストの検討	自主事業	継続	実施				
3 事務事業の改善	自主事業	継続	実施				
4 総合社会福祉センターの管理運営	市補助事業	継続	実施				
5 防災・災害対策の推進	自主事業	★新規	実施				
6 地域福祉実践計画の進行管理	自主事業	継続	実施				

IV 資料編

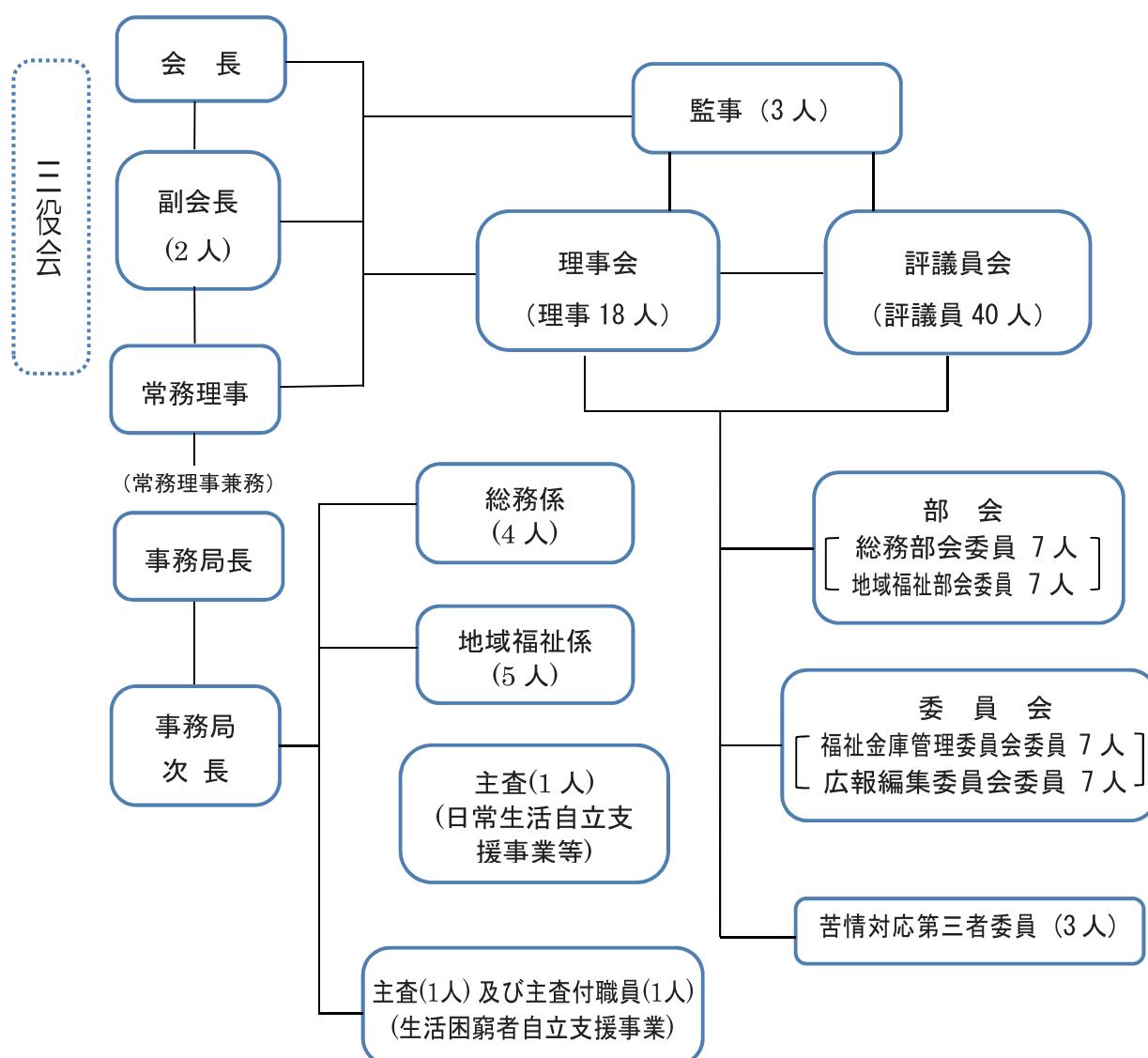
1 江別市社会福祉協議会の組織体制

◆社会福祉協議会（社協）とは

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき設置された地域福祉推進の中核的な役割を果たすこととした民間の社会福祉法人で、全国の市区町村、都道府県に設置されています。

地域に暮らす市民をはじめ、ボランティア、福祉・保健・医療の関係者、行政機関などの参加と協力のもと、地域の人々が安心して生活できる福祉のまちづくりのため、各種福祉サービスの提供や相談事業、ボランティアや市民活動支援など様々な地域福祉活動を推進しています。

平成27年度以降の江別市社会福祉協議会の組織体制



2 合同（総務・地域福祉）部会・地域福祉実践計画策定部会の開催

開催日	主な内容
平成 26 年度第 1 回合同 (総務・地域福祉) 部会 平成 26 年 8 月 6 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・計画概要及び計画策定スケジュールの説明 ・地域福祉実践計画策定部会委員の選出
第 1 回地域福祉実践計画 策定部会 平成 26 年 9 月 9 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・委員に委嘱状交付 ・正副部会長の選出 ・社協会長から部会長へ計画（案）策定に関する諮問 ・計画策定に係るアンケート調査の内容の協議・決定
第 2 回地域福祉実践計画 策定部会 平成 26 年 12 月 17 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定に係るアンケート調査結果、第 3 期市計画策定のための市民アンケート調査結果の報告 ・第 2 期計画の課題整理と次期計画へ継続する事業、次期計画での新規事業の協議・決定 ・計画名称の協議・決定
第 3 回地域福祉実践計画 策定部会 平成 27 年 1 月 27 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の内容（副題、体系（図）、基本目標、基本計画とそれに含まれる実践事業、計画書本書及び概要版の構成）の協議・決定
第 4 回地域福祉実践計画 策定部会 平成 27 年 2 月 24 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・計画（案）の構成及び内容の協議・決定
平成 27 年 3 月 11 日 (水)	正副部会長から社協会長へ計画（案）の答申

3. 地域福祉実践計画策定部会委員名簿

(敬称略・順不同)

所属部会等	委員氏名		選 出 団 体 名
総務部会	理 事	◎阿部 晃治	江別市自治会連絡協議会
	〃	佐藤 泉明	江別市民間社会福祉施設連絡協議会
	〃	工藤 祐三	江別市ボランティア団体連絡会
	評議員	佐藤 正勝	江別市共同募金委員会
地域福祉 部会	理 事	加藤 美佐子	江別市赤十字奉仕団
	〃	○笹川 幸男	江別市民生委員児童委員連絡協議会
	評議員	川口 紀子	江別手をつなぐ育成会
	〃	松井 秀子	江別あすか福祉会
学識経験者	齊藤 徹	北翔大学短期大学部名誉教授	

◎部会長 ○副部会長

4. 地域福祉実践計画策定部会設置要綱

資料編

平成21年6月23日 会長決裁
平成26年6月 2日 会長決裁

(目的)

第1条 江別市社会福祉協議会（以下「当協議会」という。）が、江別市の地域福祉を効果的・具体的に推進するための計画である地域福祉実践計画（以下「計画」という。）を策定するため設置する地域福祉実践計画策定部会（以下「部会」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 部会は、会長の諮問に基づき、次に掲げる事項について調査審議し、意見を具申する。
(1) 地域福祉実践計画（案）に関すること。
(2) その他目的達成のために必要と認められること。

(構成)

第3条 部会は、委員9人をもって構成し、会長が委嘱する。
2 前項に掲げる委員は、部会規程に定める各部会（総務・地域福祉）委員より4人及び学識経験者1人を選出する。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会に部会長及び副部会長をそれぞれ1人ずつ置く。
2 部会長及び副部会長は、委員の互選により決定する。
3 部会長は、会務を総理する。
4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会は、必要に応じ部会長が招集し、会議の議長となる。
2 会議の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
3 部会長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席及び説明・意見等を求めることができる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、平成27年3月31日までとする。
2 補充による委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(事務局)

第7条 部会の事務局は、当協議会総務係に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月2日から施行する。

5. 第3期地域福祉実践計画策定に係るアンケート調査

(1) アンケート調査の概要

◆調査目的 自治会・福祉団体等（会員団体）の意見・要望を把握し、計画策定に反映させることを目的に実施

◆調査期間 平成26年9月29日（月）～10月24日（金）

◆調査対象	①単位自治会	162自治会
	②第2種会員（施設）	43施設
	③第3種会員（団体）	
	（ア）ボランティア登録団体	44団体
	（イ）福祉団体	37団体
	小計	81団体
		合計286カ所

◆調査方法 調査票を各団体等の会長（事務局）へ郵送により配布、記入後、返信用封筒により回答（無記名方式）

◆調査項目 6項目

- ①社会福祉協議会
- ②地域福祉実践計画
- ③広報誌「幸せな社会」
- ④世帯会員会費（第1種会員会費）（自治会のみ回答）
- ⑤これからの方針
- ⑥自由記入（団体の活動上の課題・問題点、方針へのご意見・要望）

(2) 回収状況

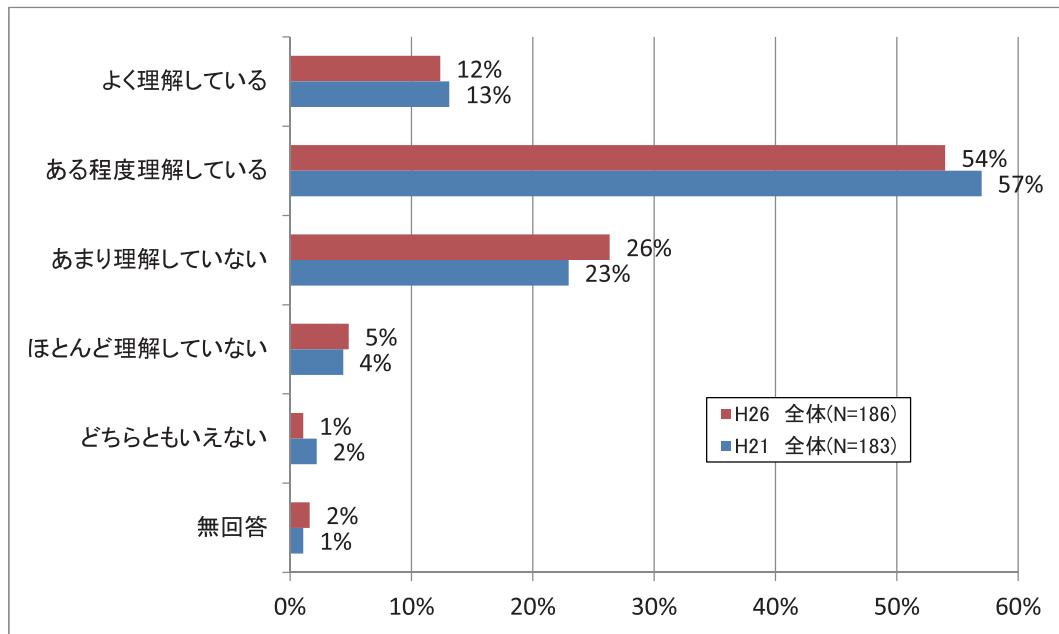
186団体(65.0%)からアンケートに回答があった。内訳では、福祉施設31(72.1%)、ボランティア31(70.5%)、自治会102(63.0%)、福祉団体22(59.5%)の順です。

区分	配布数 A	回収数 B	回収率 B/A
自治会	162票	102票	63.0%
第2種会員（施設）	43票	31票	72.1%
第3種会員	ボランティア	44票	70.5%
	福祉団体	37票	59.5%
	小計	81票	65.4%
合計	286票	186票	65.0%

(3) 調査結果（抜粋）

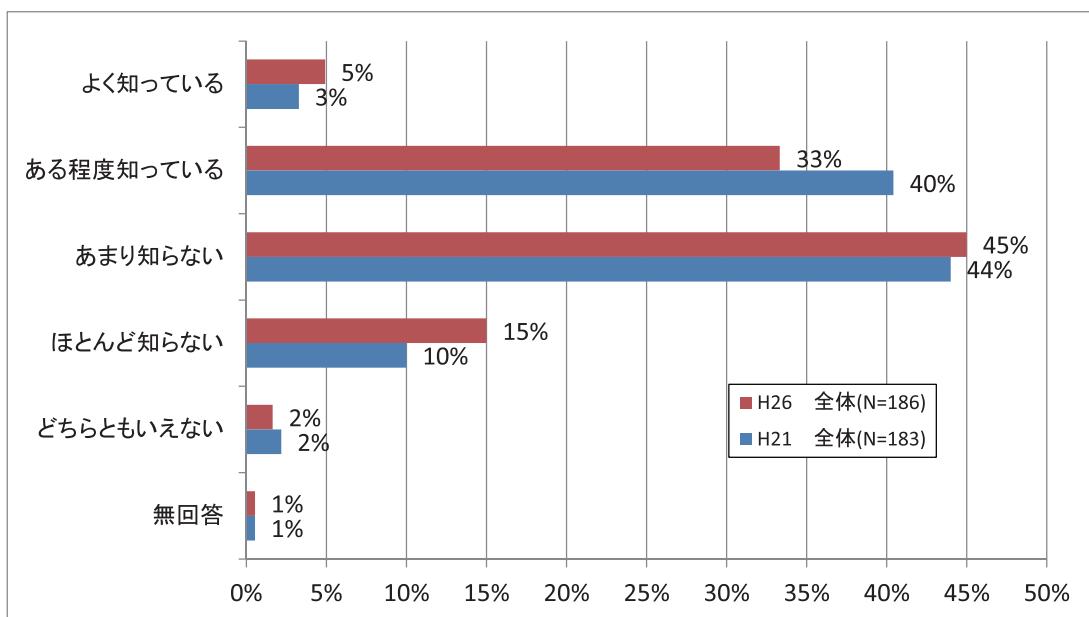
① 社会福祉協議会

123 団体（66%）が社協を「よく理解している」または「ある程度理解している」と回答しています。内訳では、ボランティア 28（90.3%）、福祉団体 18（81.8%）、福祉施設 22（71.0%）、自治会 55（53.9%）の順となっています。



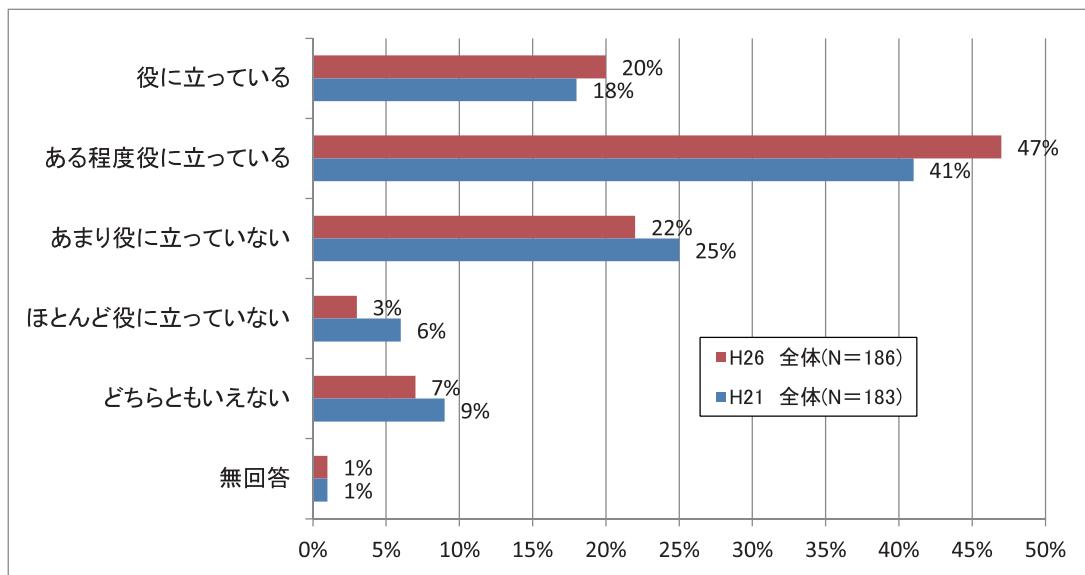
② 地域福祉実践計画

70 団体（38%）が実践計画を「よく知っている」または「ある程度知っている」と回答しています。内訳では、ボランティア 15（48.4%）、福祉団体 10（45.5%）、福祉施設 14（45.2%）、自治会 31（30.4%）の順となっています。



③ 広報誌「幸せな社会」

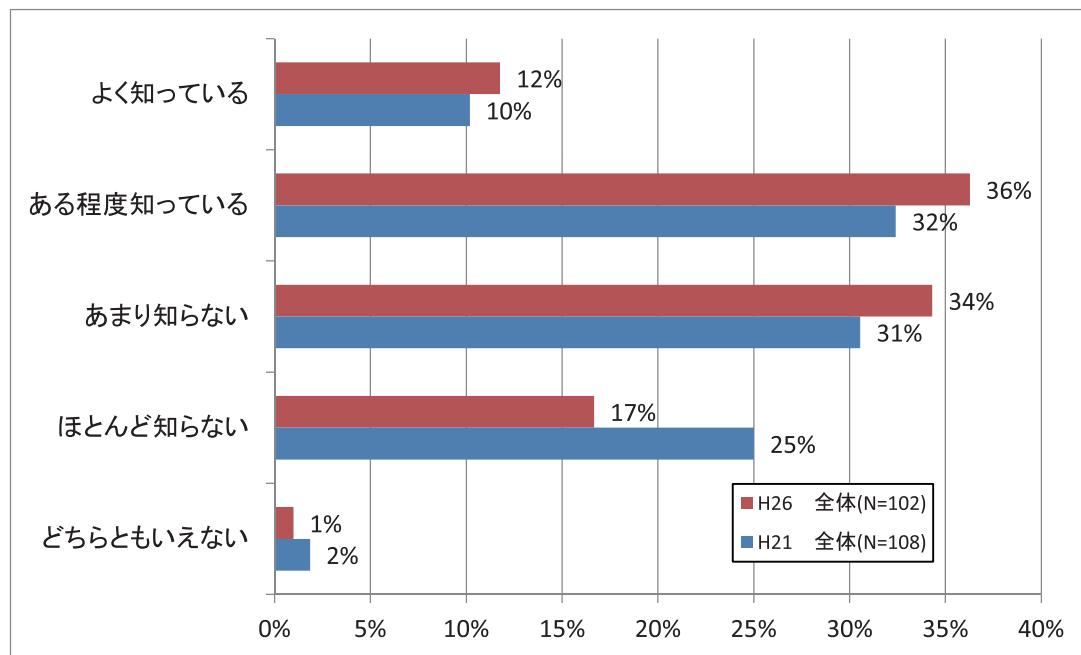
126 団体（67%）が広報誌「幸せな社会」を「役に立っている」または「ある程度役に立っている」と回答しています。内訳では、ボランティア 26（83.9%）、福祉団体 18（81.8%）、福祉施設 21（67.7%）、自治会 61（59.8%）の順となっています。



④ 世帯会員（第1種会員）

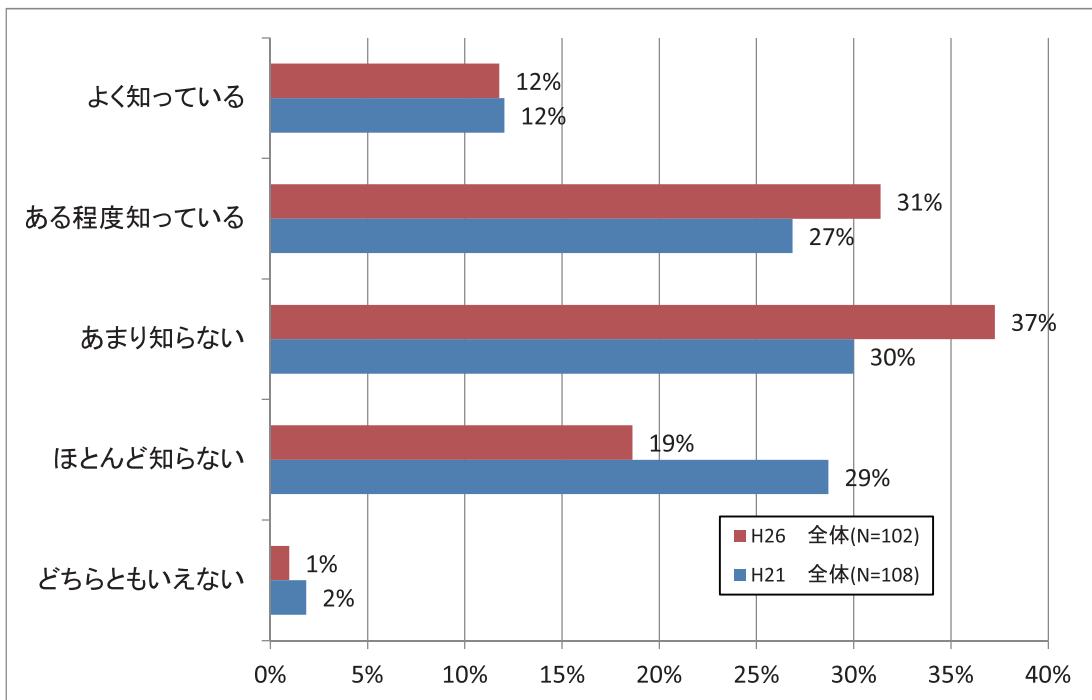
④-1 自治会会員会費制度

102 自治会のうち、「よく知っている」または「ある程度知っている」と答えたのは 49（48%）でした。



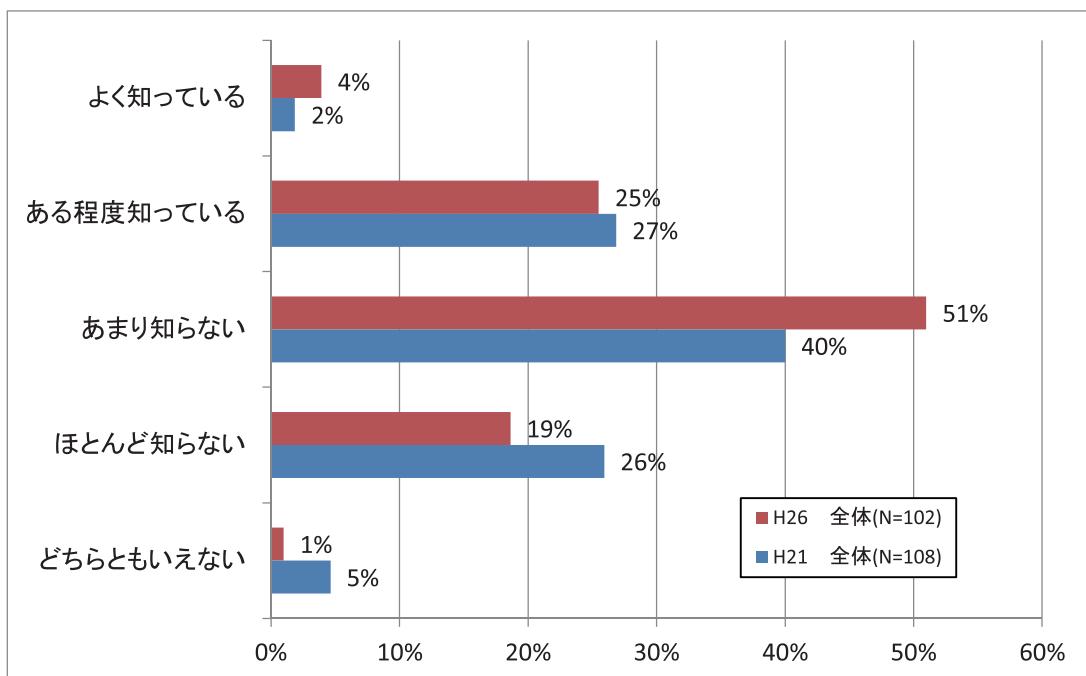
④-2 会費の額

会費の額を、「よく知っている」または「ある程度知っている」と答えたのは 44 (43%) でした。



④-3 会費の使途

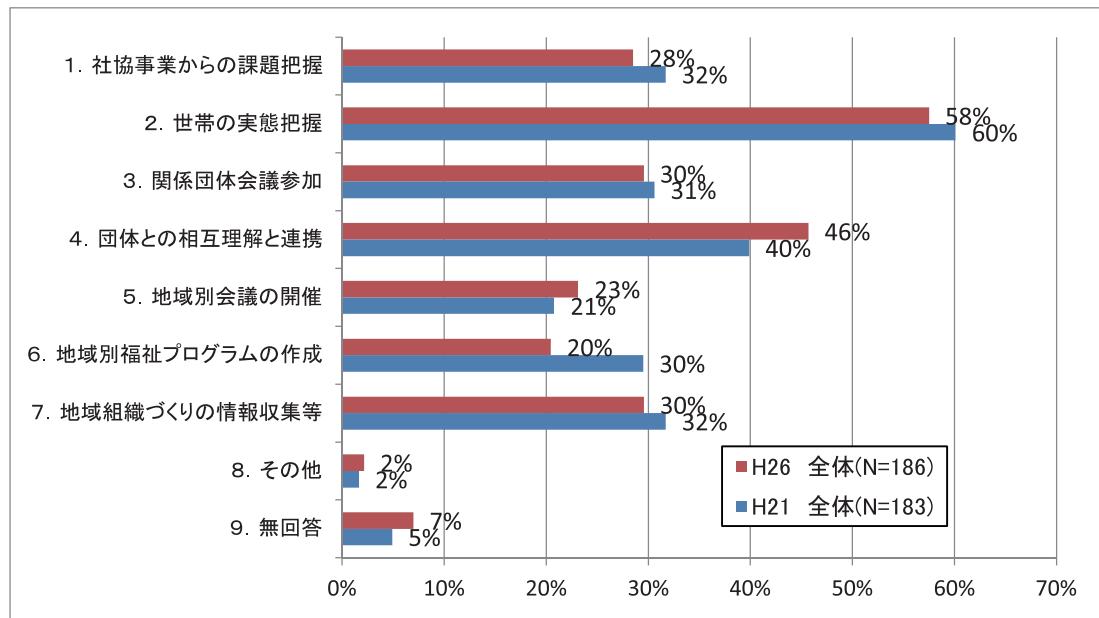
会費の使途を、「よく知っている」または「ある程度知っている」と答えたのは 30 (29%) でした。



⑤ これからの社協（複数回答）

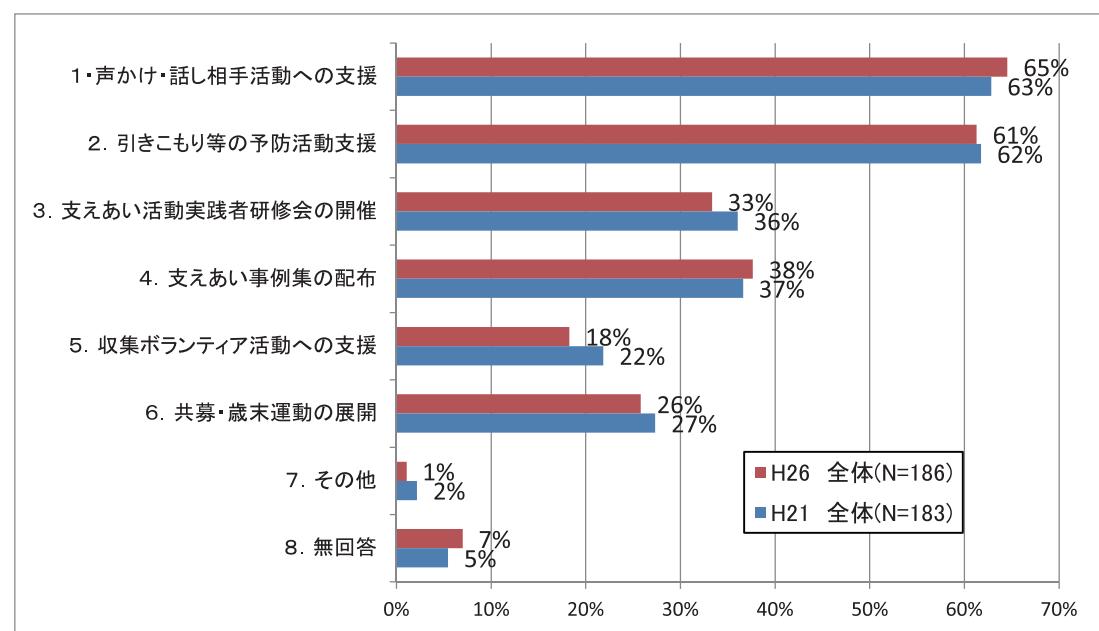
⑤-1 福祉課題の発見・把握と地域の組織づくり

回答の多い順に、「世帯の実態把握」107 (58%)、「団体との相互理解と連携」85 (46%)、「地域組織づくりの情報収集等」55 (30%)、「関係団体会議参加」55 (30%) となってています。



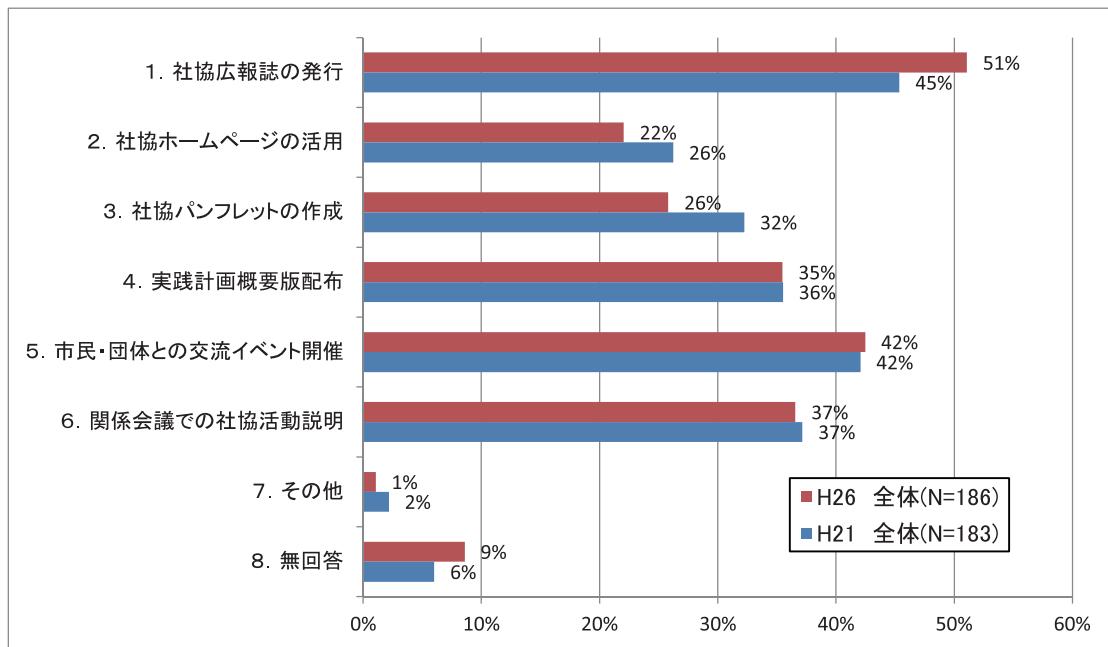
⑤-2 身近な地域での福祉活動の推進

回答の多い順に、「声かけ・話し相手活動への支援」120 (65%)、「引きこもり等の予防活動支援」114 (61%)、「支えあい事例集の配布」70 (38%)、「支えあい活動実践者研修会の開催」62 (33%) の順となっています。



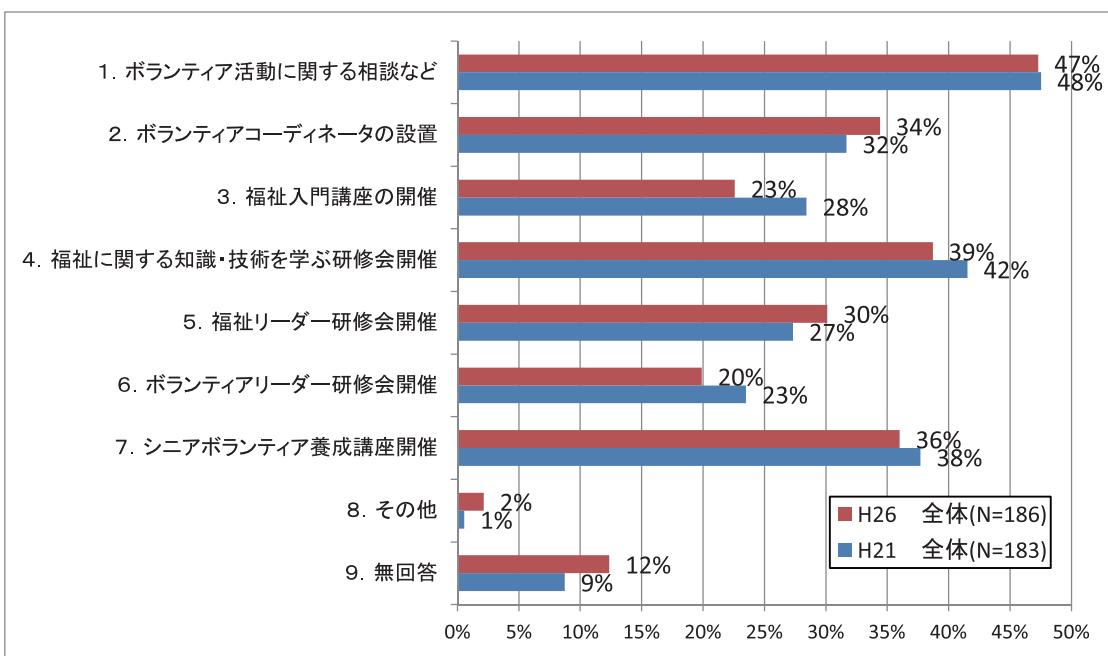
⑤ー3 情報提供と福祉意識の醸成

回答の多い順に、「社協広報誌の発行」95(51%)、「市民・団体との交流イベント開催」79(42%)、「関係会議での社協活動説明」68(37%)、「実践計画概要版配布」66(35%)の順となっています。



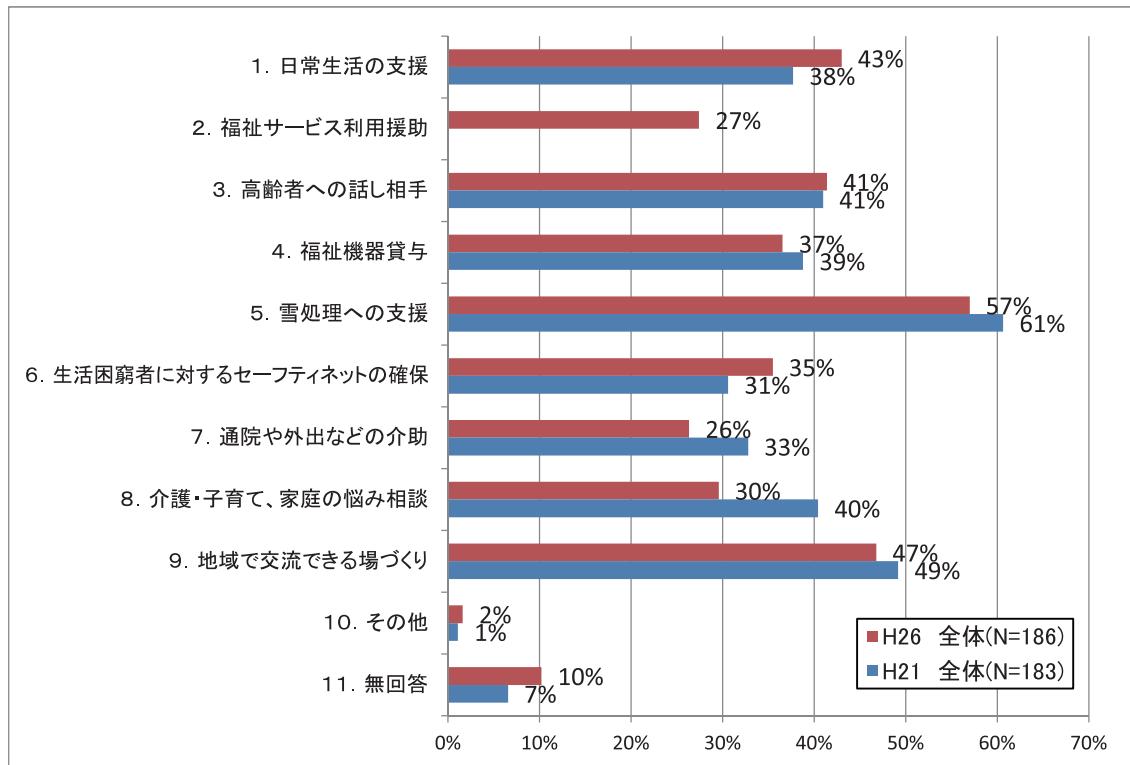
⑤ー4 地域の福祉活動を担う人づくり

回答の多い順に、「ボランティア活動に関する相談など」88(47%)、「福祉に関する知識・技術を学ぶ研修会開催」72(39%)、「シニアボランティア養成講座開催」67(36%)、「ボランティアコーディネータの設置」64(34%)の順となっています。



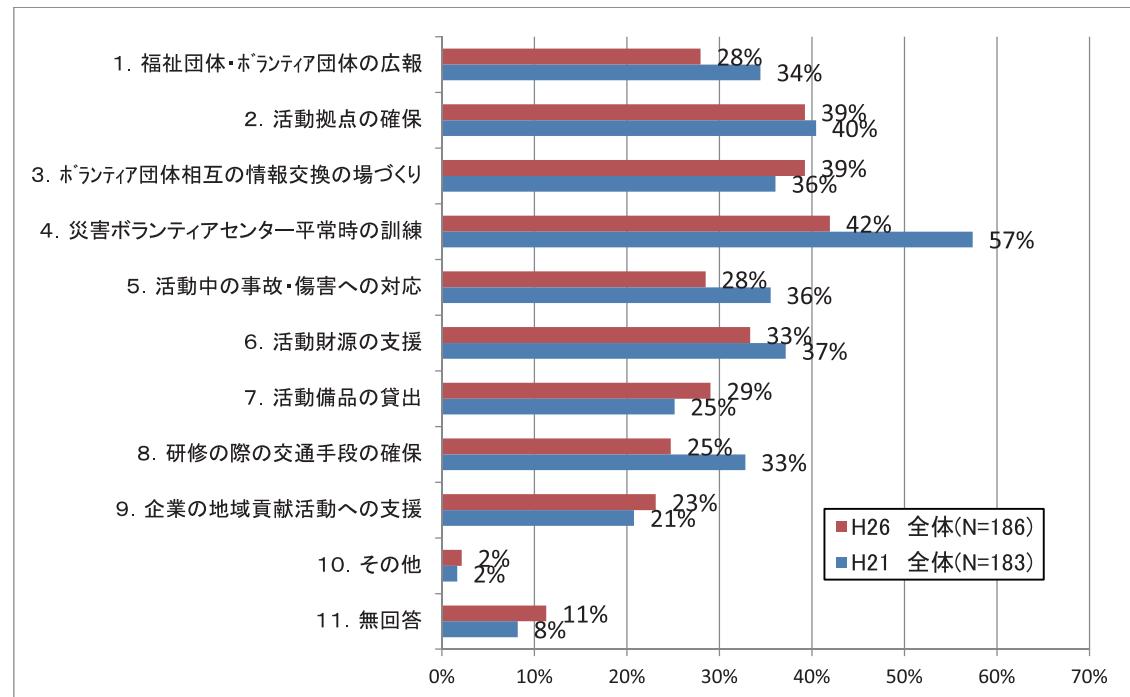
⑤-5 高齢者や障がい者、子育て家庭への支援充実

回答の多い順に、「雪処理への支援」106(57%)、「地域で交流できる場づくり」87(47%)、「日常生活の支援」80(43%)、「高齢者への話し相手」77(41%)の順となっています。



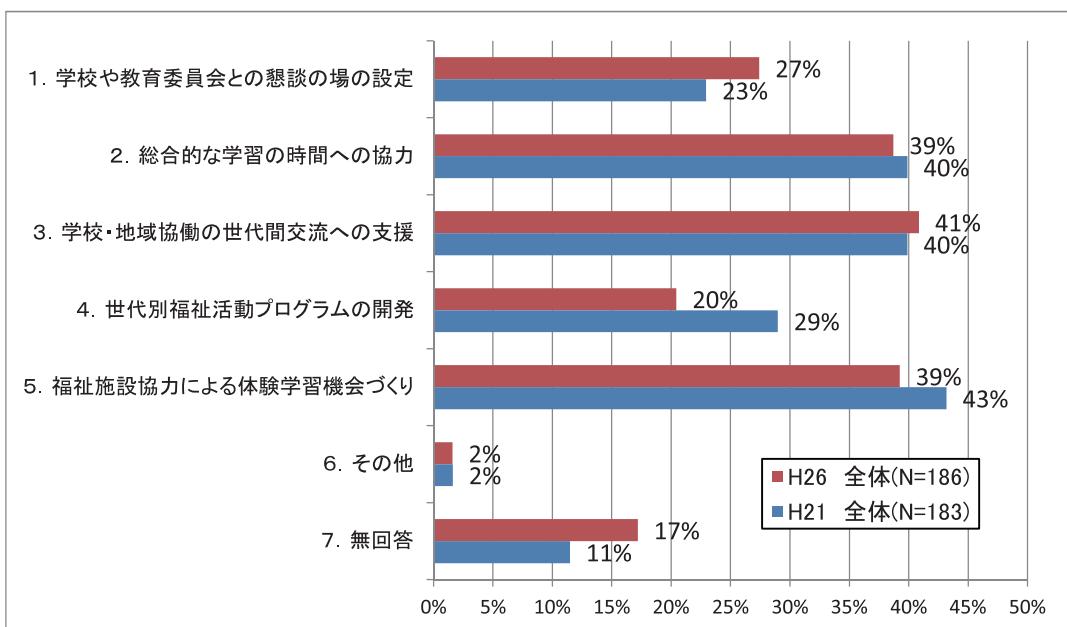
⑤-6 ボランティア団体・福祉団体等の相互連携と活動支援

回答の多い順に、「災害ボランティアセンター平常時の訓練」78(42%)、「活動拠点の確保」73(39%)、「ボランティア団体相互の情報交換の場づくり」73(39%)、「活動財源の支援」62(33%)の順となっています。



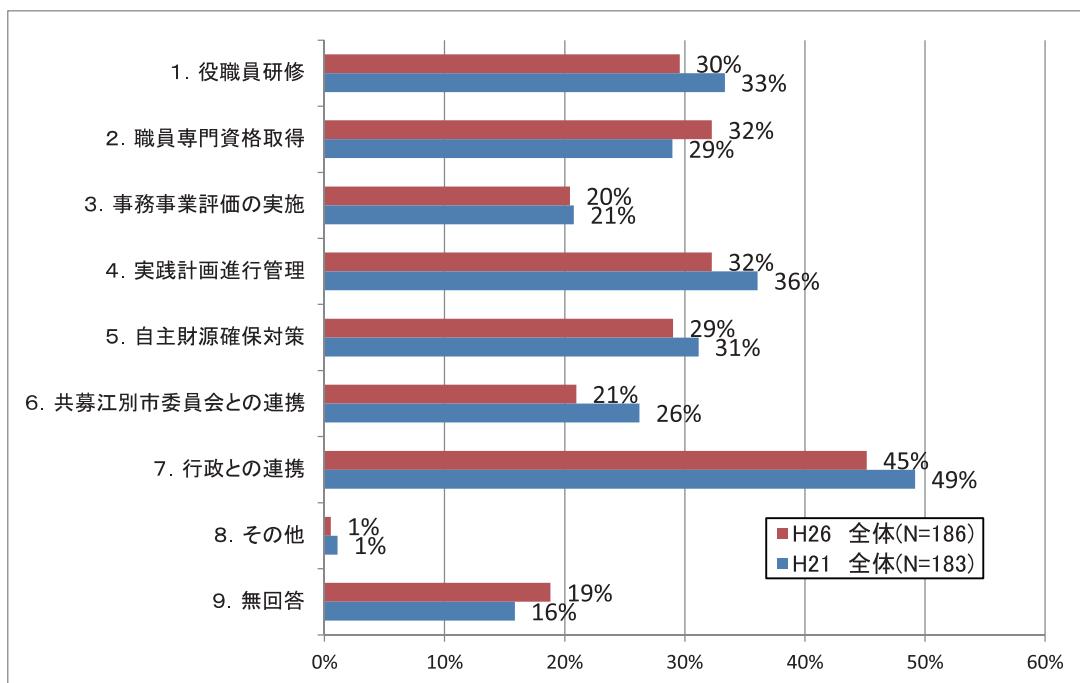
⑤-7 青少年の福祉体験の機会提供や活動プログラムの開発

回答の多い順に、「学校・地域協働の世代間交流への支援」76(41%)、「福祉施設協力による体験学習機会づくり」73(39%)、「総合的な学習の時間への協力」72(39%)、「学校や教育委員会との懇談の場の設定」51(27%)の順となっています。



⑤-8 社協組織の基盤強化

回答の多い順に、「行政との連携」84(45%)、「実践計画進行管理」60(32%)、「職員専門資格取得」60(32%)、「役職員研修」55(30%)、「自主財源確保対策」54(29%)の順となっています。





社会福祉法人 江別市社会福祉協議会
第3期地域福祉実践計画

発行年月 平成27年3月

発行者 社会福祉法人 江別市社会福祉協議会

〒069-0811 北海道江別市錦町14番地87

江別市総合社会福祉センター内

TEL 011-385-1234 FAX 011-385-1236

ホームページ www.ebetsu-shyakyo.jp